

被災された方のための 生活支援情報

第 32 号

平成 25 年 4 月 24 日

仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

義援金等の申請・相談窓口および問い合わせ先を変更しました

4月1日から、義援金等の申請・相談窓口と義援金等に関する問い合わせ先を次のとおり変更しました。
なお、業務内容等は変更ありません。

	変更前 (3月29日まで)	変更後 (4月から)
義援金等申請・相談窓口	市役所本庁舎 1階 (平日9:00~16:30)	市役所本庁舎 5階 社会課分室 (平日9:00~16:30)
問い合わせ先	義援金等相談ダイヤル ☎214・8488 (平日9:00~17:00)	被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805 (平日9:00~17:00)

※各区役所および宮城総合支所においても、引き続き義援金等の申請・相談の受け付けを行います(平日9:00~16:30。☎は下欄)

応急仮設住宅に一人でお住まいのご高齢の方などに、緊急通報サービスを提供しています

市では、仙台市内の応急仮設住宅に一人でお住まいの65歳以上の方などを対象に、緊急時などに役立つ生活支援機器をお貸しし、緊急速報・見守りおよび日常会話サービスを提供しています。サービスの利用を希望される方は、お問い合わせください。

なお、本年度65歳を迎える一人暮らしの方には、後日ご案内を送付します。

◆対象者=仙台市内の応急仮設住宅にお住まいで、次の①~③のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の一人暮らしの方(同居のご家族が勤務等により外出し、日中に一人の状態となる場合がある方を含む)
- ②重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応できる方がおらず、実質的に一人暮らしと同じ状況と見なされる65歳以上の方
- ③身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方

で、18歳以上の一人暮らしの方

◆受付期間=随時

申し込み・問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579

無料法律相談とこころの健康相談会

弁護士や臨床心理士等が無料で相談に応じます。

日時	定員	会場
5/19(日) 13:00~ 17:00	法律相談:12人、心の健康相談:8人 ※【いずれも先着】	福祉プラザ

◆申し込み=相談は予約制です。事前に電話で仙台いのちの電話事務局 ☎718・4401 (平日10:00~18:00) にお申し込みください(託児あり。要予約)

問い合わせ 健康増進課 ☎214・8198

仙台弁護士会 震災関係無料法律相談窓口のご案内

震災時、宮城県等にお住まいだった方(法人を除く)を対象に、賃金、借地・借家の問題、二重ローン問題等に関する無料相談窓口を開設しています。相談は事前予約が可能です。

◆日時=平日10:00~15:00(月・木曜日は17:30~19:30も受け付け)、土曜日10:00~11:30(祝休日を除く)

◆会場=仙台弁護士会法律相談センター(青葉区一番町2-9-18仙台弁護士会館内)

◆上記のほか、宮城県内の各法律相談センターでも窓口を開設しています。詳しくはお問い合わせください

申し込み・問い合わせ 仙台弁護士会法律相談センター ☎223・2383

仙台北法務局 登記相談専用フリーダイヤル

被災された方の不動産や会社の登記に関する相談を受け付けています。

◆フリーダイヤル ☎0120・227・746 (平日8:30~17:15)

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>